

第11回紛争解決手続代理業務試験（平成27年11月21日実施）の 出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等

全国社会保険労務士会連合会試験センター

厚生労働省では、平成28年3月18日、第11回紛争解決手続代理業務試験（平成27年11月21日実施）の結果について、社会保険労務士法施行規則第9条の7において準用する同規則第8条に基づき、合格者の受験番号を公告しましたが、同試験の試験問題の出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等は以下のとおりです。

第1 試験の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 Xの主張に基づいて、Xの代理人である特定社会保険労務士として本設例において、XがY社の職場の上司であるR部長からうけたいわゆるパワーハラスメントを主張して、都道府県労働局長に、Y社を被申請人として損害賠償を求めるため個別労働関係紛争解決手続のあっせんを申請する場合の「求めるあっせんの内容」について、請求すべき内容の記載を求めるものである。解答にあたっては、損害賠償金額と遅延損害金の請求を求めるものであり、請求の法的根拠を不法行為とするか安全配慮義務とするかによって記載が異なるものである。

〔配点〕 10点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 Xの代理人である特定社会保険労務士として、本設例において本件手続を申請し、Y社に損害賠償を求めるにあたり、Y社に責任のあることを根拠づける具体的主張事実の要旨（5項目）を箇条書きをもって記載を求めるものである。個別労働関係紛争解決手続の場合は、「個々の労働者と事業主との間の紛争」であり、またその法的根拠についての理解を問うもの。

〔配点〕 20点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 Y社の代理人である特定社会保険労務士として、本設例においてY

社に損害賠償を求めるXの主張に反論して、Y社に責任のないことを根拠づける主張、すなわち、いわゆるパワーハラスメント行為にはあたらないことや因果関係についての具体的主張の要旨（5項目）を、簡条書きをもって記載を求めるもの。

〔配点〕 20点

(4) 小問 (4)

〔出題の趣旨〕 本設例に関し、Xの代理人である特定社会保険労務士として、個別労働関係紛争解決手続の「あっせん手続」において、どのような内容による解決が妥当と考えるかについて、①本件設例を前提に考察した「法的見通し」を記載し、②それに基づく「解決の方向」としていかなる内容をもって対応するかについての考え方を問うもの。本設例では、解決にあたっての損害賠償額（慰謝料）についての妥当な金額の意見をも求めている。

〔配点〕 ①法的見通し 10点

②解決の方向 10点

2 第2問について

(1) 小問 (1)

〔出題の趣旨〕 発行済株式1億株、時価総額300億円の上場会社A社の株式1000株（30万円相当）を所有している特定社会保険労務士甲は、同社の従業員Bより同社のC部長からのセクシュアルハラスメントに基づく加害行為につき、慰謝料100万円の支払いを求める男女雇用機会均等法に基づく調停申請の依頼を受けたが、その依頼を受けることができるかを問うもの。本設例において、依頼者の利益と自己の経済的利益が相反するか、特定社会保険労務士としての職務の公正、品位等についての倫理に反するかの考察を問うもので、①結論と、②その結論に至る理由の双方の記載を求める出題である。

〔配点〕 15点

(2) 小問 (2)

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士甲として、上記のBの手続代理人として調停申請の準備中に、上記のセクシュアルハラスメントを行ったということを理由にA社から解雇されたCより、解雇無効を求めて都道府県労働

局長へ個別労働関係紛争解決手続のあっせん申請の手続の依頼を受けた場合、受任することができるかにつき、倫理上の考察を問うもの。

①結論と、②その結論に至る理由の双方の記載を求める出題である。

〔配点〕 15点

第2 厚生労働大臣の合格基準等

1 合格基準

100点満点中、55点以上、かつ、第2問は10点以上とする。

2 配点

第1問は70点満点

第2問は30点満点